

事業主のみなさんへ

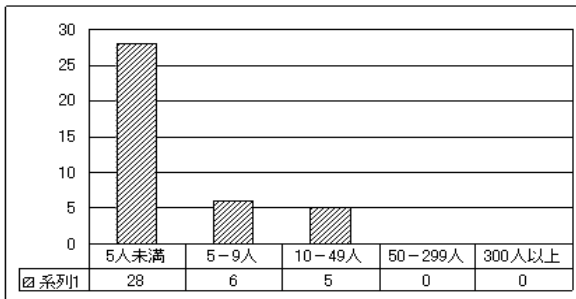
～事業所健康づくりアンケート結果～

- 事業所の健康管理アンケート（働く人の健康づくり）に御協力ありがとうございました。結果の概要をお知らせします。

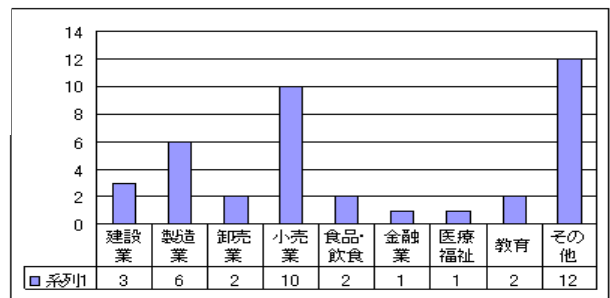
平成21年10月から11月、商工会議所・商工会の会員事業主を対象に実施し、256事業所から回答をいただきました。

健康診断は、39事業所(15.2%)が実施しておらず、すべて50人未満の事業所でした。その理由は、「個人受診を勧めている」、「健康管理は個人の問題」、「報告義務なし」等でした。また、健康に関する情報提供を67.6%の事業所が希望していました。

健診未実施事業所の従業員規模



健診未実施事業所の業務内容



健康診断はあなたと従業員の健康状態を知る大切な機会です！

○特定健康診査とは・・・基本的に事業所全額負担ではありません！！

健康保険組合、国民健康保険など加入している保険による補助がある健診で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。健診の結果から生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導が行われます。

○労働者が健康で働くことができるようにするために・・・

健康診断の実施は、「事業主の責務」です。事業主や従業員の健康が大切です。元気職場で業績もアップ！あなたと従業員の健康診断の結果と裏面の事例を照らし合わせてみてください。

●事業主の従業員に対する健康診断実施とその後の指導の責任が、労働安全衛生法(第66条)で、規定されています。

～働き盛りの皆さんの健康を応援します～

国民健康保険に加入し働いている40歳以上の方が、職場の健診を受けた場合は、お住まいの市・町の担当課に連絡しましょう。
～生活習慣に関するアドバイスを受けられます～

<健康管理・生活習慣病等に関する相談窓口>

- がん検診・健康づくりは、住所地の市町保健センターへ
- 小規模事業場の健康支援は、地域産業保健センターへ
- 特定健康診断は健康保険証の連絡先(医療保険者)へ
- 商工会議所・商工会では、会員に健診を実施しています

あなたと従業員の未来に健康診断

● 従業員の健康面での問題発生は、従業員本人だけでなく事業主の問題でもあります。そのために、従業員にも健康診断を受診させる必要があります。

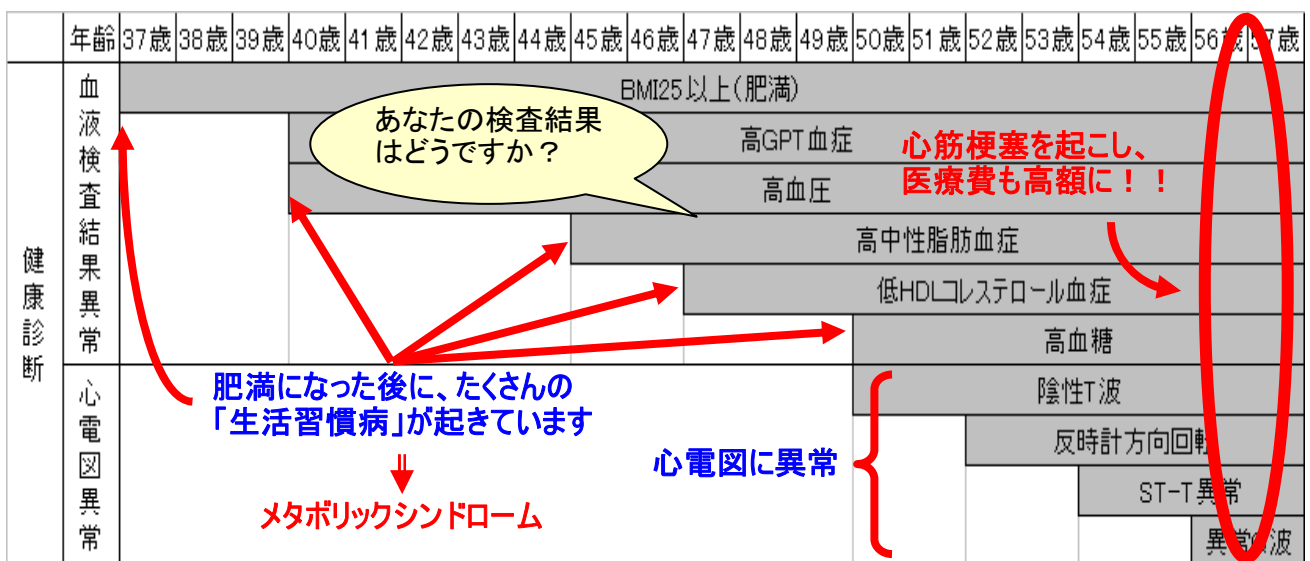
病気で休んだり、死亡したときのリスク...

事業主本人の場合：会社の存続にかかわる。社会的信用にもかかわる。

従業員本人の場合：労働力が低下する。従業員家族の生活の負担になる。

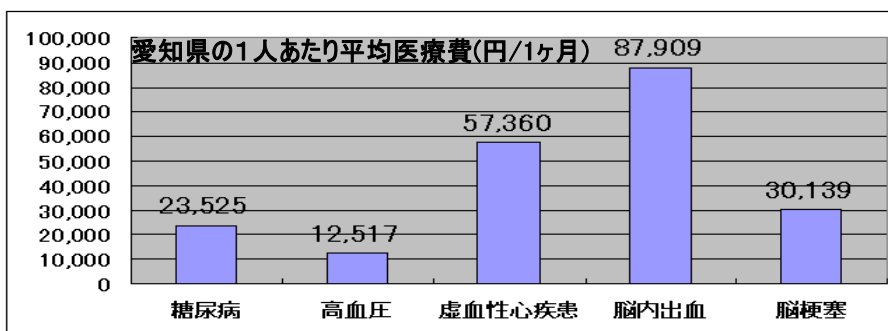
メタボリックシンドロームは、20-30年後に命に関わる病気（心筋梗塞や脳梗塞など）が起きる危険性が大変高くなります。隠れているかもしれない病気（生活習慣病）を知るために、健康診断が必要なのです。

A氏：37歳時は肥満だけ・・・56歳で心筋梗塞で入院！



(生活習慣病健診・保健指導の在り方に関する検討会 尼崎市野口緑氏提出資料より作成)

病気は、下記グラフのように医療費・生活費(介護等)にも大きな影響が出ます



(疾病分類統計表 平成21年5月診療分 愛知県国民健康保険団体連合会)



近年の健康診断の結果は、受診者の約半数に脳・心臓疾患につながる所見等の異常がみられ、その労働者の割合は年々増加を続けております。

あなたの事業場はいかがですか？ 将来の健康不安解消のためにも今、健診を！

* このリーフレットに関する問い合わせは、西三河医療圏地域・職域連携推進協議会 事務局 愛知県衣浦東部保健所 総務企画課 TEL0566-21-4778